

第2章 市民が主体的に行動するための基本的事項

（住宅における火災予防の推進）

第2条 市民は、住宅（法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）における火災予防を積極的かつ自主的に推進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- （1） 火災予防に資する行事及び地域活動に参加すること。
- （2） 火災予防及び火災被害の軽減に関する知識及び行動の要領を習得すること。
- （3） 消火器その他の初期消火に必要な防災機器を設置すること。
- （4） 防災性を有するものを使用すること。

※ 改正経過：制定〔昭和23年条例第81号〕、廃止・制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、削除〔平成14年条例第31号〕、全部改正〔平成26年条例第58号〕

【趣旨】

本条は、火災予防のために、市民が日常的に取り組んでおきたいことを条例に位置付けるに当たり、本章として「市民が主体的に行動するための基本的事項」を設け、住宅における火災予防を積極的かつ自主的に推進するために、①火災予防に資する行事及び地域活動に参加すること、②火災予防及び火災被害の軽減に関する知識及び行動の要領を習得すること、③消火器その他の初期消火に必要な防災機器を設置すること、④防災性を有するものを使用することを挙げたものである。

本章及び本条は、従前は「公衆の出入する場所等の指定」として、法の規定に基づき、一般の立入及び検査の要件が緩和される（公開時間内又は従業員時間内の立入及び検査の場合、48時間以前の通告が不要となる。）公衆の出入する場所及び多数の者が勤務する場所を指定した条項であった。しかし、平成14年の法改正（平成14年法律第30号）により、立入検査を行う時間制限及び立入検査の相手方に対する事前通告義務が撤廃され、また、立入を行う場合の証票提示は、関係のある者の請求があるときに行うものとされた。この改正を受け、火災予防条例（例）が一部改正（平成14年8月2日付け消防予第228号・消防安第36号通知）され、札幌市においても平成14年の条例改正により、本章及び本条を「削除」として形がいを残しておく形式により改正が行われ、いわゆる「空席」の状態となった。

平成17年には条例を改正（平成17年札幌市条例第51号）し、第34条の7に「住宅における火災の予防の推進」として、「市民は、住宅における火災の予防を推進するため、住宅における火災の予防に資する防災機器その他の物品の設置及び火災の予防に資する地域活動への参加に努めるものとする。」旨の規定を設けた。その後、第1条【解説】にあるとおり、札幌市における火災傾向と「自分たちのまちづくりは自分たち自身で決める」という市民自治の理念を踏まえ、市民自らが自発的、積極的に、かつ隣近所に住んでいる人たちと協力して「自主防火」に取り組むことが、市民生活の安全及び安心につながることに鑑み、平成26年の条例改正により、類似規定の第34条の7を削除し、第2章を新たに設けたものである。

【解説】

1 火災予防に資する行事等への参加（第1号関係）

- （1） 本号では、市民が主役となった火災予防を推進するための1つ目の項目として、「火災の予防に資する行事及び地域活動への参加に努めること。」を定めている。市内の各消防署では、春・秋の火災予防運動や消防署の一日公開など、市民を対象にして火災予防を目的とした行事が行われている。また、地域における火災の予防と生活の安全及び安心を確保するために、町内会や札幌市内の各区で組織されている防火委員会が中心となって防火パレードや防火パトロールを実施したり、少年消防クラブが地域に根差した自主的な防火・防災活動を行うなど、様々な地域活動が行われている。

【第2条（住宅における火災予防の推進）】

- (2) 火災予防に資する行事は、どのようなことに注意を払えば火災を予防することができ、万が一火災が発生したときには、どのように対処すれば火災被害を最小限に止めることができるのかといったことについて、事例や実験等を通じて市民の理解を深めることを目的に実施している。市民は、これに参加することで、身の回りで火災が発生するかもしれないという当事者意識を持ち、火災が発生した場合に自身が被る損害と周囲への影響力を想像した上で、そうならないためには、普段からどのように心がけ、万が一の火災にどう対峙するのかという危機管理意識の醸成と災害対応能力の向上を図る契機となることが期待される。また、地域活動に参加することは、特に防火パトロールが放火の防止において有用であるほか、火災発生時の避難行動や初期消火活動等における地域住民間の連携、地域のことは地域に住んでいる自分たちが守るといういわゆる「自主防火」の意識付けを図る点においても有用である。このことから、第1号には市民が火災の予防に資する行事及び地域活動に参加することに努める旨を定めている。
- (3) 「防火委員会」とは、各区の町内会において、町内会長、防火・防災部長、女性部長等の町内会役員から推薦された者により組織されており、地域住民の安全及び安心に資することを目的として、昭和49年に設立されている。平成9年に豊平区の一部が清田区に分区したことに伴い、現在は、1連合会10防火委員会の体制となっている。なお、全国的には、女性防火クラブが組織されているが、札幌市では、防火委員会が当該組織の類似組織となっている。
- (4) 「少年消防クラブ」とは、活動を通じて、防火・防災に係る知識や経験を習得することで、次世代における地域の防火・防災を率先する規律ある社会人となるための基礎を築き、将来の防火・防災リーダーとなることを目指して昭和60年に結成されたものであり、小学生から高校生までを対象としている。少年消防クラブは、市内に40数クラブが結成されている。少年消防クラブが関連する行事には、(一社)日本損害保険協会が主催する「防災探検隊マップコンクール」や、総務省消防庁が主催する「少年消防クラブ交流会（全国大会）」、国際消防救助協会（C T I F）が主催する「ヨーロッパ青少年消防オリンピック」といったものがある。クラブの中には、これらの行事に参加し、前述のコンクールでは、消防庁長官賞を受賞するなどの成果を挙げている。また、少年消防クラブが結成された昭和60年には、火遊び防止などを目的として、幼稚園児を対象とした幼年消防クラブを結成している。同クラブは幼稚園単位となっており、現在は市内に40数クラブが結成されている。
- (5) 札幌市では、住宅における火災予防の推進のほか、事業所における防火管理体制の推進を図るため、昭和39年に防火管理者連絡協議会が、危険物施設における保安体制の確保を図るため、昭和40年に危険物取扱主任者連絡協議会がそれぞれ設立された。防火管理者連絡協議会は、その後、昭和45年に札幌防火管理者協議会、平成9年の分区に伴い、1連合会10協議会の体制となった。危険物取扱主任者連絡協議会も同様に平成4年に札幌危険物安全協議会連合会、平成9年に1連合会10協議会の体制となった。その後、平成28年には、それまでの運営体制を見直し、会員のニーズや時代に相応した事業展開を図るため、市内各区の10協議会を統合し、「札幌防火管理者協会」、「札幌危険物安全協会」が設立され、現在に至っている。協会のコンセプトについては、札幌防火管理者協会及び札幌危険物安全協会ともに「コンプライアンスの推進と保安確保に向けた情報発信」、「積極的な地域貢献」、「会員自らが主体となって事業に取り組む団体」としている。

2 火災予防等に関する知識及び行動要領の習得（第2号関係）

本号では、市民が主役となった火災予防を推進するための2つ目の項目として、「火災予防及び火災被害の軽減に関する知識及び行動の要領を習得すること。」を定めている。例年、火災発生の主な原因として挙げられるのは、こんろ、たばこ、ストーブ、配線器具に起因したものであり、その経過として、「こんろを使用したまま放置した。」、「火種のあるたばこの吸殻を直接捨てた。」、「ストーブの上に干していた衣服等の可燃物が落下し、ストーブと接触した。」、「天ぷらを調理していたら炎が立ち上がったので、水をかけたら火災が拡大してしまった。」など、

【第2条（住宅における火災予防の推進）】

火災予防や火災被害の軽減に関する知識があれば、火災の発生あるいは拡大を防止することができたという事例が多い。また、どのような経過をたどって火災が発生し、拡大するののかという火災のメカニズムを知るとともに、火災の未然防止のために「調理中にこんろから離れるときは、必ず火を消すようにする。」、火災発生時の被害を軽減するために「初期消火、通報及び避難の手順について訓練を行っておく。」等の行動要領を身に着けておくことは、火災の発生防止はもとより火災による被害を軽減するうえで特に重要となる。市民が自発的かつ積極的に火災予防や火災被害の軽減に向けた取組を推進するためには、そのための知識及び行動要領について習得しておくことが必要不可欠である。消防署では、防火に関する各種行事、出前講座を開催しているため、これらの機会を通じて火災予防及び火災被害の軽減に関する知識及び行動要領を習得する必要がある。

3 初期消火に必要な防災機器の設置（第3号関係）

本号では、市民が主役となった火災予防を推進するための3つ目の項目として、「消火器その他の初期消火に必要な防災機器の設置に努めること。」を定めている。札幌市においては、住宅火災による逃げ遅れを防ぐために、平成18年6月1日から住宅への住宅用火災警報器の設置を義務付けている。また、火災が発生した場合の被害を最小限に食い止めるために、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具、自動消火装置などの住宅用防災機器の設置を推奨している。さらに、高齢者世帯における火災の増加を踏まえ、多くの高齢者が安心して生活を送ることができるよう、高齢者世帯を対象として、火災の熱を感知して自動で消火薬剤を放射する自動消火装置の購入及び設置費の一部を助成する「札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成事業」を行っている（令和4年2月1日現在）。これらの住宅用防災機器は、条例で設置を義務付けられているものではないが、初期消火に極めて有効なものであり、火災被害の軽減に大きな効果を発揮するものであるため、第3号において市民がその設置に努める旨を定めている。

初期消火に必要な住宅用の防災機器（例）



住宅用消火器



エアゾール式簡易消火具



自動消火装置
(レンジフード設置型)



自動消火装置
(壁面設置型)



自動消火装置
(天井設置型)

4 防災品の使用（第4号関係）

- (1) 本号では、市民が主役となった火災予防を推進するための4つ目の項目として、「防災性を有するものの使用に努めること。」を規定している。カーテンのように垂れ下がっているものは、一旦火がつくとその火が駆け上がって天井やその周辺に急速に拡大することが想定される。また、寝具やじゅうたんなどは、たばこなどにより着火しやすく、かつ、室内の他の可燃物への延焼媒体になりやすい。着火源及び延焼媒体となり得る物に防災性を有するものを使用することは、火災予防及び火災被害の軽減に効果的であることから、第4号において市民が防災性を有するものの使用に努める旨を定めている（防災品については、第33条（作業中の防火管理）【参考】を参照）。
- (2) 「防災品」とは、繊維など燃えやすいものを改良して、燃えにくいものにしたものである。防災品は、「防災物品」と「防災製品」の2種類に分類される。
- (3) 「防災物品」とは、消防法令により一定の防火対象物等での使用が義務付けられているものをいう。カーテン、布製ブラインド、暗幕、じゅうたん等、展示用の合板、どん帳その他舞台において使用する幕、舞台において使用する大道具用の合板、工事用シートは、「防災物品」でなければならないと定められている。
- (4) 「防災製品」とは、(公財)日本防災協会が自主的に認定制度を設け、一定の基準以上の防災性能を有するものを「防災製品」として認定しているものである。消防法令により使用義務となる「防災物品」とは異なり、消防法令に定めがなく自主的に使用するものとして位置付けられているものをいう。「防災製品」の種類は、ふとんやマットレス等の寝具類、テント・シート・防護用ネット類、キッチンマットやバスマット等のマット類、パジャマやエプロン、作業服などの衣服類、木製等のブラインド、仏事用の祭壇・祭壇用白布などがある。



防災物品のラベル



防災製品のラベル

【参考1】札幌市消防局マスコットキャラクター「リスキュー」について

札幌市消防局では、昭和62年2月に札幌市中央区南4条西10丁目に建設した新消防局庁舎の落成に合わせ、より一層市民に親しまれるイメージ作りをする目的で、同年3月に「エゾシマリス」をモチーフとした防火啓発シンボルマークを作成するとともに、同年8月には着ぐるみを制作した。平成3年には着ぐるみを追加制作したが、子供たちに火の恐ろしさを身近に感じてもらうことを目的として、火をモデルにした悪役の着ぐるみを制作した。名称については、当初「火の子ちゃん」としていたが、より制作の趣旨を明確にするために「ファイヤーデーモン」という名称とした。その際、お腹の部分の番号については、今後、新たに着ぐるみを制作するときに区別するために、「1」という番号を付している。

また、平成9年3月には「札幌市消防局マスコットキャラクターイラスト集」を、平成12年2月には防火紙芝居「どうぶつ村の消防隊」をそれぞれ作成した（「どうぶつ村の消防隊」は、札幌市公式ホームページにて公開）。

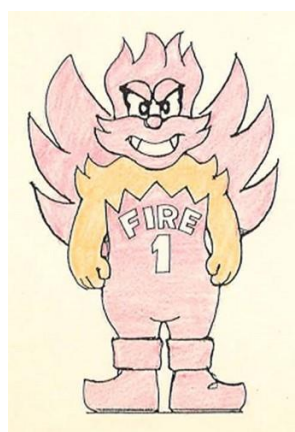
【第2条（住宅における火災予防の推進）】



防火啓発シンボルマーク



ファイヤーデーモン
(変身前)



ファイヤーデーモン
(変身後)

その後、防火イメージキャラクターの愛称を決めるため、札幌市内の小学生を対象として募集したところ、救助の意味である「レスキュー」をモチーフとし、かつ、救急や119番の「キュー」を取り入れ、現場活動を行う勇敢な消防隊員をイメージできること、また、危険・危機を意味する「リスク」を未然に防止する火災予防や防災もイメージすることができ、消防全体を表現した親しみやすいものであるとの理由で、愛称が「レスキュー」に決定したところである。



レスキュー

札幌市では、防火イメージキャラクターであるレスキューも活用しながら、市民に対して住宅防火をはじめとした火災予防の普及啓発を行い、市民生活の安全及び安心を推進している。



着ぐるみのレスキューとファイヤーデーモン

【参考2】感染症防止に配慮した自衛消防訓練等の実施方法（例）

令和元年12月、中国湖北省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、短期間で全世界に拡大し、新たな変異株の出現など国内はもとより世界を震撼させた。当該感染症については、飛まつ感染や接触感染を防止することが必要不可欠であり、政府と自治体が国民や市民に協力を求めながら対策を講じていたところである。

以下の内容は、第1号及び第2号に掲げる「火災予防に資する行事及び地域活動への参加」、「火災予防及び火災被害の軽減に関する知識及び行動要領の習得」について、新型コロナウイルス感染症防止に配慮した実施方法（例）である。今後、新たな感染症の流行があった場合には、以下の内容を参考にするとよい。

- 1 訓練参加者は、できる限りマスクを着用すること。
- 2 参加者同士が過度に密集することが無いような訓練場所（訓練方法）とすること。
- 3 風邪症状等のある方は参加を控えること。
- 4 高齢者は、流行の状況によって参加を控えること。
- 5 手洗い・うがいの励行、その他事業所の実態に応じた感染防止対策を講じること。
- 6 訓練の実施方法は、集合形式以外にも図上訓練や次のような少人数での部分訓練による実施方法があるため、参考にすること。
 - （1）消火訓練 消火器の位置や使い方について確認する。
 - （2）通報訓練 119番通報要領の確認をする。
 - （3）避難訓練 避難経路を確認し、避難障害となる物品等がないか確認する。